2020年10月
（一社）東京都産業資源循環協会
医療廃棄物委員会

感染性産業廃棄物適正処理のための相互重要確認事項
廃 棄 物 デ ー タ シ ー ト　 ＷＤＳ

当協会の医療廃棄物委員会では、感染性産業廃棄物に関するWDS（廃棄物データシート）を新たに作成しました。自由にご利用ください。利用者の処理事情に合わせて内容を自由に追加・変更していただいて結構です。

（作成意図のいくつか）

「1　提出年月日」
たとえば、
産業廃棄物処理委託契約書にこのWDSを添付する場合には、契約日を記載する。
処理委託契約に先立ち処理業者を選定する際にこのWDSを提供する場合には、提供する年月日を記載する。
産業廃棄物の性状・形状等が変わった場合には、それを相互に確認する年月日を記載する。

「9　専用容器の取扱い　注意事項　容器は取扱いにより、破損・鋭利物の突出・内容物漏洩の可能性がある」
こういう可能性があるので、「9　専用容器の取扱い」に記載した各事項を実行していただきたい。

「9　専用容器の取扱い　使用時　廃棄物は容器に対して適正な容量を厳守する。」
適正な容量とは、容器のふたが壊れたり閉まらなかったり、あるいは針が容器を突き抜けたりすることがないような容量にすることであり、あるいは、詰め込んで重量が重くなって容器が破損したり持ち運びが大変にならないようにするということである。

「9　専用容器の取扱い　排出時　容器外周が汚染されている場合は消毒をする。」
　消毒の仕方については、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン　令和2年9月　環境省　環境再生・資源循環局」では、以下のように記載している。

「廃棄物やごみ袋の表面に次亜塩素酸ナトリウムやアルコール等の消毒液を噴霧することは、廃棄物やごみ袋の表面に消毒剤がまんべんなく行き渡らず不完全な消毒となり結果として有効ではない可能性があること及び消毒実施者の健康被害につながる危険性もあることから、消毒剤を用いる場合には消毒液に浸したタオルや雑巾等により消毒する必要がある。」

「11　特記事項」
　たとえば、核酸廃棄物や廃坑悪性腫瘍剤等の処分方法を焼却又は溶融と指定する際には、ここの欄に記入する。
　「DNA廃棄物及び廃坑悪性腫瘍剤等調査報告書（概要）　平成17年12月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」では、以下のように記載している。
　「核酸廃棄物は、熱に強いという特性を持っており、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌等、低温の滅菌処理では、核酸の機能を完全に失わせることができない場合も想定される。従って、核酸廃棄物は、種類を問わず、最終的には焼却、または溶融により処分することが望ましい。」
　「廃坑悪性腫瘍剤等の処理については、いずれも焼却による分解が可能であり、焼却、または溶融が廃坑悪性腫瘍剤等の処分方法として最も適切であると考えられる。」